氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

商号登記抹消公告

営業所　北海道函館市末広町99番地

商　号　株式会社森永キャンデーストアー

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年２月26日　　函館地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　北海道寿都郡寿都町大字渡島町停車場前

商　号　丸壽壽都運送店

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年２月26日　　函館地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人奥林潔の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成27年２月26日　　東京法務局

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成27年３月30日までに関東財務局理財部金融監督第４課（電話048―600―1288）あて申出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20230001008②高澤　洋美③高澤　洋美④新潟県糸魚川市田海5669

①20230001011②山舘　隆一③山舘　隆一④新潟県長岡市下々条町1946番地６

①20426006756②有限会社新永オート・モービル・マネージメント③安井　潤④神奈川県横浜市港北区新羽町1723

①20426006193②株式会社ウエスト③安藤　光治④神奈川県横浜市保土ケ谷区西谷町720

①20826003907②共進自動車工業株式会社③上野　弘一④神奈川県横浜市港北区新羽町3765

①20824005021②モーター・ステディー・クルー株式会社③篠　聡一④千葉県長生郡一宮町新地甲2501－１

①20825006126②有限会社池田商会③池田　稔④東京都大田区仲池上１丁目17―12

①20820001916②有限会社アクトシステム③石井　敦④茨城県土浦市荒川沖５―114

①21421000720②山口　徹③山口　徹④栃木県下都賀郡石橋町下古山2448―３

①21423002965②松澤　秀明③松澤　秀明④埼玉県所沢市林２―422

①21424000682②中村　良一③中村　良一④千葉県東金市小野落海96―１

①21424001929②有限会社ウィングオート③松永　和也④千葉県成田市本城245番地７

①21425005150②株式会社フォー・ナイン③三宅　孝治④東京都港区六本木２丁目３－８

①21425010414②株式会社西東京オートサービス③植竹喜代司④東京都八王子市平岡町12―13―205

①21525010566②東京オート販売株式会社③伊東　幸博④東京都墨田区本所４―12―７

①23Ｃ26000051②岡崎　知子③岡崎　知子④神奈川県藤沢市川名１―10―28

①035020000102②塩谷　亜子③塩谷　亜子④京都府宇治市木幡正中44番地

①035020000278②本田　旭③本田　旭④福岡県福岡市西区周船寺三丁目21番33号

平成27年２月26日

関東財務局長　細田　隆

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年２月26日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年１月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社藤井工務店　藤井　孝雄　神奈川県綾瀬市小園1027―１　国土交通大臣許可（特―22）第18683号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年12月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年２月26日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年１月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日立化成商事株式会社　武井　裕之　東京都千代田区丸の内１―９－２　国土交通大臣許可（特―25）第22639号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年12月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１７５９号

東京都新宿区水道町３番１号

申立人　株式会社住宅債権管理回収機構

本籍埼玉県さいたま市南区大谷場１丁目19番、最後の住所埼玉県さいたま市南区大谷場１丁目19番４号、死亡の場所埼玉県さいたま市南区、死亡年月日平成25年12月１日頃から10日頃までの間、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和36年６月10日、職業不詳

被相続人　亡　有田　敦

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町４―244―２ブラザービル３階小出重義法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小出　重義

さいたま家庭裁判所

平成２６年（家）第１８０１号

埼玉県北本市宮内５丁目115番地１　アトレ北本110

申立人　荻野　照美

本籍東京都港区高輪２丁目17番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区西堀２丁目21番９号アズハイム中浦和、死亡の場所埼玉県さいたま市桜区、死亡年月日平成26年９月21日、出生の場所東京府東京市芝区、出生年月日昭和５年７月２日、職業無職

被相続人　亡　浅井　共子

事務所埼玉県朝霞市仲町２―２―38―805　小山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小山　香

さいたま家庭裁判所